

ヒアリングシートへの回答

LINE ヤフー株式会社

2024年10月16日

1. 前提：対象サービス・サービス規模について

Q1 貴社又は貴社の関連会社が直近で把握している日本国内における平均月間アクティブユーザー数が1,000万人以上であるソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（以下「SNS等」という。）（他のサービスに付随して提供されるSNS等を除く。）のサービス名（以下「対象サービス」という。）について、御教示下さい。

◆ 以下の質問については、Q1で御回答頂いたサービス（以下「対象サービス」という。）について御回答下さい。

◆ 各質問に対しては、原則としてそれぞれの対象サービスごとに分けて御回答下さい。ただし、対象サービスの全部又は一部に共通の御回答内容となる場合は、その旨を付記して御回答下さい。

◆ 各質問にある取組を現時点で実施していない場合でも、実施する予定があるときは、可能な限り当該予定の内容（実施予定時期を含む。）について、御回答内容に含めて記載下さい。なお、その際は、既に実施済みの取組なのか、実施予定の取組なのかが明確になるよう記載下さい。

当社では、「平均月間アクティブユーザー数が1,000万人以上であるソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（他のサービスに付随して提供されるSNS等を除く。）」として、Yahoo!知恵袋・LINE VOOMを提供しています。

また、当社が提供するYahoo!広告・LINE広告では、広告を掲載するサービスごとの広告審査における措置件数を取得しておらず、審査基準についても掲載先によって差を設けておりません。そのため、質問事項2以下については、注記が無い限り、Yahoo!広告およびLINE広告事業として当社が審査を行っている広告全て（当社媒体上に掲載しているもの、および、当社以外の媒体に掲載しているもの）について回答いたします。

2. 広告出稿時の事前審査等について（総務省要請 記1 関係）

Q 2 - 1

総務省要請の記1 ①を踏まえ、広告の事前審査基準を新たに策定した場合、次の3点を御教示下さい。

なお、当該要請前に、既に当該基準を策定していた場合は、Q 2 - 2 を御回答下さい。

(1) 広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL

当社では、貴省から要請を受ける前に、なりすましによる投資詐欺広告の対策のため措置基準を強化しており、現時点では、要請後に新たに基準を強化していません。要請前の対応については、Q2-2 の通りです。

(2) 既存の広告の事前審査基準の実効性を確認し、対応が不十分な点を踏まえた当該基準の改訂内容

同上

(3) 広告の事前審査基準の見直しの時期

同上

Q 2 - 2

総務省要請前に、既に広告の事前審査基準を策定していた場合、当該要請の記1 ①を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。

(1) 広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL

Yahoo!広告および LINE 広告の審査基準（事前・事後）については、以下に掲載していません。

[Yahoo!広告]

広告アカウント審査基準（PDF）

https://s.yimg.jp/images/listing/pdfs/jp_accountshinsakijyun.pdf

広告掲載基準（PDF）

<https://s.yimg.jp/images/listing/pdfs/koukokukeisaikijyun.pdf>

2.(16)その他、当社が不適切と判断したもの

当社が不適切と判断した商品、サービスの広告は掲載できません。

(掲載先) <https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044788?language=ja#c02>

掲載不可	未認証のLINE公式アカウントへのディープリンク	当社所定の審査を通過していないため掲載できません。 (参考) LINE公式アカウント アカウント種別
掲載不可	個人のLINEアカウントへのディープリンク ※グループへの誘導を含む	リンク先から得られる情報が少ないため掲載できません。
掲載不可	ランディングページ上で投資や副業を訴求し、未認証のLINE公式アカウントや、個人のLINEアカウントへの友だち追加を促すもの	トラブルにつながるおそれがあるため掲載できません。

[LINE 広告]

広告審査ガイドライン

<https://www.lycbiz.com/jp/service/line-ads/guideline/>

LINE 友だち追加への誘導 (※要請後、24/7/1 公表)

未認証の LINE 公式アカウント、個人・グループの LINE アカウントへのディープリンクは掲載できません。

また、ランディングページ上で投資や副業を訴求し、未認証の LINE 公式アカウントや、個人・グループの LINE アカウントへの友だち追加を促すものも掲載できません。

参考) [LINE 公式アカウント](#) [アカウント種別](#)

・LINE友だち追加への誘導

未承認のLINE公式アカウント、個人・グループのLINEアカウントへのディープリンクは掲載できません。

また、ランディングページ上で投資や副業を訴求し、未認証のLINE公式アカウントや、個人・グループのLINEアカウントへの友だち追加を促すものも掲載できません。

参考) [LINE公式アカウント](#) [アカウント種別](#)

(2) 既存の広告の事前審査基準の実効性を確認し、対応が不十分な点を踏まえた当該基準の改訂内容

Yahoo!広告およびLINE 広告の審査基準 (事前・事後) の対応強化の内容と強化の時期については、以下の通りです。

[Yahoo!広告]

- 2024/2/13 開始：
 - ①全業種の広告において、広告からのリンク先 (LP) を直に「未認証の LINE 公式アカウント」登録画面としているものは、非承認
- 2024/4/10 開始：
 - ②全業種の広告において、広告からのリンク先 (LP) を直に「個人の LINE アカウ

ント」登録画面としているものは、非承認。

③投資・副業関連の広告において、広告からのリンク先（LP）は通常のサイトで、そこにLINE登録画面への誘導リンクがあるものは、非承認。

※なお、②③は、正式適用前から個別判断で「当社が不適切」「サービス内容不明瞭」等を適用して非承認としていました。

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044788?language=ja#c02>

※加えて、従前より、名誉毀損や肖像権・商標権侵害を禁止する基準や、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの基準で停止されるものもあります。

[LINE 広告]

- 2024/3/14 開始：

投資・副業関連の広告において、広告からのリンク先（LP）、又は、LPからの遷移先が、LINEアカウントもしくは未認証のLINE公式アカウントへの友だち追加になっている場合は、非承認としています。

※なお、従前より、名誉毀損や肖像権・商標権侵害を禁止する基準や、過度に投機心や射幸心を煽るおそれのある表現などの基準で停止されるものもあります。

(3) 広告の事前審査基準の見直しの時期

Yahoo!広告・LINE広告の審査基準の見直しの時期については上記のとおりです。貴省からの要請をふまえ、今後、必要に応じて審査基準の見直しを行ってまいります。

(4) ランディングページの内容に変更があった場合、その都度審査を実施しているかどうか【10/8追加】

事前審査または出稿後に広告の内容が変更され又は差替えられた場合、以下のような方法で検知・審査しています。なお前提として、Yahoo!広告・LINE広告ともに、新規入稿があった場合は、都度、広告クリエイティブ・ランディングページについて、審査基準に従ってAIと人の目による審査を行っています。

【審査通過後、広告主が広告アカウント作成時に登録した広告情報の変更を伴わず、広告の遷移先サイト（ランディングページ）のみが差替えられた場合】

[Yahoo!広告]

広告主によりランディングページの変更があった場合、都度の審査は行っておりませんが、従前より、入稿後に遷移先サイトの内容を違反内容に変更する悪意を持った不正者がいることから、掲載開始後もすべての広告について、24時間365日にわたり、社内の審査システムと人の目で、事後パトロールを実施して、不正を検知しています。

また、不適切な広告について社外から通報があった場合は、該当広告の審査を優先的に実施しています。加えて、定期的なサンプリングによる目視での品質チェックを実施して、違反広告が掲載されていないかを確認し、発見された場合は、新たな広告が入稿された場合と同様の審査を実施するとともに、必要に応じて、同種の広告に対するパトロールの強化や、審査システム改善も実施しています。

[LINE 広告]

LINE 広告でも同様に、広告主によりランディングページの変更があった場合、都度の審査は行っておりませんが、過去の否認実績が多い広告主を中心に、不定期で人の目による事後審査を実施しています。

【審査通過後、広告主が広告アカウント作成時に登録した広告情報（画像ファイルや遷移先 URL など）が変更された場合】

[Yahoo!広告]

画像ファイルや遷移先 URL の文字列が変更された場合にシステムが検知し、新たな広告が入稿されたものとして、全件、システムと人の目による審査を実施します。その際、全ての広告についてシステムによる審査を実施し、目視確認が必要な広告を振り分けたうえで人の目による審査を実施します。システムは、社内で構築された AI 審査システムを活用しています。

[LINE 広告]

LINE 広告では、出稿後に登録情報（広告クリエイティブやランディングページの URL を含む）の変更が行われた場合、新規入稿という扱いになり、全件、システムと人の目による審査を実施します。

Q 2 - 3

総務省要請の記 1 ②を踏まえた対応について、次の 6 点を御教示下さい

(1) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の把握方法

弊社では、従前から警察庁と情報交換を行っており、昨年 11 月頃から、SNS 型投資詐欺に

ついて情報収集をしているほか、JIAA等の業界団体で他社との情報交換を行っております。加えて、報道等からの情報により、実際に詐欺にあった事案において、当初接触ツールとしての広告の特徴を収集しています。

(2) (1)により把握した、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の概要

LINE 広告と Yahoo!広告では、広告上の表現において、投資によって簡単に儲かると謳い、著名人等の LINE の個人アカウントや公式アカウントへの友だち登録へ誘導し、クローズドチャット内で詐欺を行う手口を把握しています。

(3) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、当該手口・実態に応じた審査を実施するための対応の内容

(例えば、「クローズドチャットを遷移先としたなりすまし型「偽広告」など特定の手口が多発している場合は、審査において取り扱わないこととしている」といった内容等)

※ 詐欺の手口・実態等を踏まえた広告の事前審査について、要請において例示した「クローズドチャットを遷移先として設定した広告を原則として取り扱わない」方法を採用しなかった場合には、その理由を併せて御教示下さい。

上記のような手口があるため、LINE の個人アカウントや公式アカウントへの友だち登録を誘導する広告は、掲載しないこととして、審査において非承認としています。また、従前より、過度に投機心・射幸心をあおる表現のある広告は、掲載を禁止しています。

なりすまし投資詐欺の手口・実態を踏まえた当社の審査基準の強化については、2Q2-2(2)の通りです。

(4) なりすまし型「偽広告」では、著名人等の画像が用いられているものが多いところ、審査の中で、肖像使用の許諾を確認している場合は、その内容

広告の入稿時、都度、肖像使用の許諾の有無を確認することはしていません。権利者から当社宛に肖像権侵害を理由として広告の掲載停止請求があり、権利者による肖像権侵害があるとする理由の説明やその根拠資料等によって、ご本人による許諾がないと当社が判断した広告については、当社の広告審査基準に基づき掲載を停止します。

(5) なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえた審査により、掲載を認めなかった広告の件数(件数の回答に当たっては、例えば、「クローズドチャットが遷移先として設定されていたため、●件の広告の掲載を認めなかった」など、可能な限り、理由とともに件数を御回答ください。)

当社では、なりすましや投資詐欺に繋がるリスクのある広告として、肖像権侵害や「投機心、射幸心を煽るような表現」、Q2-1-2（LINEのアカウントに誘導する広告の禁止）などの関連するガイドラインで、なりすましや投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。そのため、2024年6月21日の要請以降、9月30日までの間に、これらの基準に基づいて掲載停止措置を行った件数について回答します。

※1つの広告が複数の審査基準に抵触することがあるため、下記の合算が停止広告件数とはなりません。

※当該基準に該当して否認としたものの件数であり、投資詐欺疑いの広告以外も含まれます。

[Yahoo!広告]

対応内容	否認件数		合計
	検索広告	ディスプレイ広告	
【①】投機心を著しくあおる表現のもの	226件	4,415件	4,641件
【②】その他、当社が不適切と判断したもの	11,346件	2,254件	13,600件
【③】サービス不明瞭	103件	26件	129件
【④】上記①～③の内、LINE未認証アカウント、個人アカウントへの友だち登録へ誘導	155件	1,843件	1,998件
【⑤】肖像権侵害で権利者からの申告があり非承認にしたもの	0件	0件	0件

[LINE 広告]

対応内容	否認件数
【①】「未認証のLINE公式アカウント」や「個人LINEアカウント」の友だち登録へ誘導する広告を禁止する基準により否認したもの	34件
【②】なりすましかどうかは不確定だが、投資詐欺疑いの広告を削除する場合に利用している基準により否認にしたもの	出稿できない業種・サービス 139件
	投機心や射幸心を煽る恐れのある表現 138件
【③】肖像権侵害で権利者からの申告があり非承認にしたもの	0件

（6）今後、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、審査方法の見直しを行う際の契機や基本的な考え方

なりすまし型「偽広告」だけでなく、新たな詐欺の手口や手法については、常に情報収集をしており、報道や通報が多く寄せられる等の状況が見られた場合は、必要に応じて、当該パ

ターンに対応するための、基準（広告審査基準や内規）改定を検討します。検討にあたっては、事業部門・法務・政策企画間で協議しながら、関係法令、社会情勢（当該不正による被害状況含む）、広告主への影響程度等の観点をつまみ、改定の実施可否を判断しています。

Q 2 - 4

総務省要請の記1③を踏まえた対応について、次の2点を御教示下さい。

（1）総務省要請の記1①の対応を確実に実施するための事前審査体制の整備状況（日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の配置状況やA I等技術の利用状況など）とその公表 URL

当社では、アカウント審査と広告審査については、日本人の審査員（日本人率100%）による「人の目」と、機械学習を活用した「システム」によって24時間365日体制で、事前および事後に審査を行っています。なりすまし広告の拡大を受け、2024年3月から、懸念のある広告アカウントは、すべて、人の目によって新たにアカウント開設を行った時だけでなく、アカウント開設後も同様に審査しています。

審査に当たっては、広告主とインターネットユーザーの両方のニーズを満たすよう、人間の感覚による審査も重要視し、独自のガイドラインについてトレーニングを積んだ170名（Yahoo!広告：約130名、LINE広告：約40名）を超える日本人担当者が、日本の拠点において行っています。機械による一義的な判断とは違って、常にインターネットユーザーの視点から広告の審査を実施しています。「システム」と「人の目」の審査を組み合わせることにより、インターネットユーザーの意図に一致した有益な広告を迅速に掲載することを目指し、広告サービス品質チェックを実施しています。

また、インターネットユーザーから寄せられた広告に対するご意見を元にパトロールを行ったり、審査システムに反映したりするなど、インターネットユーザーの声も積極的に取り入れ広告品質向上に努めています。

なお、当社の審査体制については、以下のページで公表しています。

- 品質を保つためのガイドラインと審査体制

(2) 上記(1)の体制において、なりすまし型「偽広告」など問題のある特定の種類の広告が今以上に増加した場合にも適正な対応が可能となるよう実施している工夫(例えば、対応人員を迅速に増加させられるような人事制度上の工夫、AI等技術の迅速なチューニングを可能にするような技術上の工夫など)があれば、その具体的内容

問題のある特定類型が増加した場合にはその類型を排除する為のシステム強化(AI機械学習モデルの強化+各種特徴をキャッチするフィルターの強化)を行い、必要に応じてそこに人的工数も寄せる体制を構築しております。

Q2-5

総務省要請の記1④を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。

(1) 当該要請以降に、なりすまし型「偽広告」によってなりすまされた被害者(その法定代理人を含む。以下同じ。)から通報があった場合における当該被害者の人数

「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする申告(通報)件数は以下の通りです(2024年6月21日の要請以降、9月30日まで)。

- 申出件数 0件

(2) 当該通報以降、なりすまし型「偽広告」の事前審査で強化した内容

2024年9月30日時点で、「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする被害者からの申告(通報)が無く、申告に基づく広告掲載停止の実績も無いため、審査強化の実績はありません。要請を受け、今後、なりすましによって被害を受けた方から申告があった場合、その方の肖像等を使用した広告について事前審査を強化します。

(3) 当該通報以降、当該被害者に関するなりすまし型「偽広告」として掲載しなかった広告の件数

2024年9月30日時点で、「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする被害者からの申告(通報)が無いため、被害者からの申告に基づく広告掲載停止の実績はありません。

なお、被害者による申告の有無にかかわらず、なりすましが疑われる広告については、当社の審査基準に抵触することが確認できた場合、広告の掲載停止を行います。

(4) Yahoo!広告 個人・法人について、必須で提出を求めている本人確認書類があれば記載いただきたい。【10/8 追加】

【広告アカウント開設】

Yahoo!広告では、法人・個人アカウントの開設申込時に、Yahoo! JAPAN ID、管理者情報（管理者名・管理者連絡先・メールアドレス）、認証情報（認証用電話番号）を登録必須としています。法人アカウントについては、加えて、会社情報（会社名・住所・電話番号・運営サイト URL・業種）の登録を必須としています。

【本人確認】

広告アカウントの開設時に登録いただいた情報に不備や不審点がないか、過去の広告不正者との類似性がないかを確認し、不正の懸念がある場合、所定の本人確認書類の提出を要求して、提出された本人確認書類と登録情報が一致しているか、目視で確認しています。

国内事業者（法人）に対しては、商業・法人登記事項証明書、公共料金等の領収書等の提出を求めているほか、国内の個人事業主に対しては、運転免許証やパスポート、公共料金等の領収書等の提出を求めています。広告主様の事業形態や所在地（国内・国外）によって、提出可能な本人確認書類が異なり、提出を求める本人確認書類は、以下のページでご説明しています。

本人確認書類：<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044699?language=ja>

(5) LINE 広告 個人・法人について、必須で提出を求めている本人確認書類があれば記載いただきたい。【10/8 追加】

【広告アカウント開設】

LINE 広告では、法人アカウント・個人事業主アカウント共通で、LINE 公式アカウント ID、担当者（個人事業主）の氏名・電話番号・メールアドレス、会社または個人事業主の情報（会社（屋号）名・運営サイト URL）の登録を必須としています。法人アカウントの開設申込時には、加えて、法人番号の登録を必須としており、登録いただいた法人番号で検索を行い、

登録情報との一致性確認を実施しています。個人事業主のアカウントについては、加えて、個人事業主の住所の登録を必須としています。

【本人確認】

広告アカウントの開設時に登録いただいた情報に不備や不審点がないか、過去の広告不正者との類似性がないかを確認し、不正の懸念がある場合、所定の本人確認書類の提出を要求して、提出された本人確認書類と登録情報が一致しているか、目視で確認しています。また、国内事業者（法人）に対しては、法人登記簿の提出を求めているほか、国内の個人事業主に対しては、運転免許証の提出を求めています。

(6) LINE 広告 LINE 広告代理店アカウントの場合に本人確認を実施されているのかについて、記載いただきたい。【10/8 追加】

LINE 広告の出稿にあたり、当社は代理店と直接契約していないため、広告代理店のアカウントはありません。

なお、オンライン申込の場合は、広告料についてクレジットカード払いとしており、広告主に営業担当者がついている場合は本人確認を実施しませんが、広告主に営業担当者がついていない場合で不正の懸念がある場合、本人確認を実施します。また、オフラインの場合は請求書払いとなりますが、LINE 広告利用規約上、当社が必要に応じて本人確認を実施します（オンライン申込、かつ広告主に営業担当者がついている場合も同様）。

(LINE 広告利用規約) https://www.lycbiz.com/sites/default/files/media/jp/terms-and-policies/pdf/line-ads/LINAds_TermsAndPolicies.pdf

===

第 12 条（提供停止）

当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの提供を停止できるものとします。

(略)

(5) 申込フォームに、虚偽又は事実と異なる記載したとき。

(6) 当社がお客様（お客様が法人である場合の法人代表者を含みます。）の本人確認を行うにあたって当社が別途定める本人確認のための書類（以下「本人確認書類」といいます。）を提出しないとき。

===

Q2-6

総務省要請の記1⑤を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。

(1) 総務省要請前に実施していた事前審査における広告主（出稿する広告の内容を最終的に決定する権限を有する主体をいう。以下同じ。）の本人確認（本人確認書類の確認等を通じた身元確認と、当該身元確認済みの本人による広告出稿であることについての当人認証の双方を含む。以下同じ。）の方法（広告主の属性や出稿内容により、通常よりも厳格な本人確認を行う場合があったときは、当該厳格な本人確認の方法及びその適用条件を含む。また、身元確認の際に本人確認書類の提出を求めている場合は、その内容を含む。）

なお、広告主以外の第三者（広告代理店など）による広告出稿に関し、広告主の本人確認とは別途、当該第三者の本人確認を行っていたときは、当該第三者の本人確認の方法もご回答ください。また、広告主の本人確認を当該第三者に委ね、貴社として独自に広告主の本人確認を行っていなかった場合は、当該第三者による広告主の本人確認が十分であることの確認方法を御回答ください。

[Yahoo!広告]

申し込み時に入力をお求めている Yahoo! JAPAN ID、会社情報（会社名・住所・電話番号・運営サイト URL・業種）、管理者情報（管理者名・管理者連絡先・メールアドレス）、認証情報（認証用電話番号）に不備や不審点がないか、過去の広告不正者との類似性がないかを確認し、懸念のある場合に所定の本人確認書類の提出を要求し提出された本人確認書類と登録情報の一致性確認を実施しています。

※本人確認書類について：

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044699?language=ja>

また、申し込み時のみではなく、広告掲載開始後も必要に応じて実施しています。

代理店アカウントは、代理店による広告主の確認で担保しているため、弊社による本人確認は実施していません。代理店経由の申し込みの場合は、代理店との契約のみとなっており、広告主との直接の契約はありません。弊社と代理店との契約では、広告主の実在性含め広告内容の一切の責任を代理店に求めており、これに違反した場合は当該代理店との契約解除をする規約となっており、実際に各規約に違反した代理店とは契約解除の実績もあります。

- 広告アカウント審査基準

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044264?language=ja>

- 本人確認について
<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044655?language=ja>
- 本人確認書類について
<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044699?language=ja>

[LINE 広告]

開設希望アカウントが法人である場合は、法人番号の入力を必須で要求しています。その法人番号で検索を行い、登録情報と一致するか人の目で確認を実施しています。

また、登録内容に不備、不審点または過去の同一請求先をもつ不正者との一致または類似性が確認出来た場合には、免許証または法人登記簿の提出を要求し、提出された本人確認書類と登録している請求先情報の一致性確認を実施しています。

本人確認はクレジット払いの申込者に対して行っています。請求書払いの申込者に対しては登録時に確認を行っているため本人確認の対象外としています。

- 広告審査ガイドライン <https://www.lycbiz.com/jp/service/line-ads/guideline/>

(2) 総務省要請後、上記(1)の方法やその実効性を検証し、対応が不十分な点を踏まえた改善を行った場合、当該改善の具体的内容

現時点において本人確認の方法および実効性について対応不十分であると認める事例は確認できておりません。本人確認の方法や実効性については今後も検証を行い、必要に応じて改善を検討していきます。

(3) 上記(2)の改善の結果、改善後に掲載を認めなかった広告のうち、改善前の本人確認方法であれば掲載を認めていたと思われるものの件数

現時点において本人確認の方法および実効性について対応不十分であると認める事例は確認できておりません。本人確認の方法や実効性については今後も検証を行い、必要に応じて改善を検討していきます。

3. なりすまし型「偽広告」の削除等について（総務省要請 記2 関係）

総務省要請の記2を踏まえた対応について、次の点を御教示下さい。

Q3-1 自らが提供する SNS 等において流通するおけるなりすまし型「偽広告」に関する、利用規約等を踏まえた対応

当社では「なりすまし」および「偽広告」を直接的に禁止するのではなく、名誉権や肖像権侵害、商標権侵害等の権利侵害、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの、関連するガイドラインで投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。これらの関連するガイドラインにおける対応件数は **Q2-3 (5)** のとおりです。

Q3-2 なりすまされた被害者からの削除申出を受け付ける方法の具体的内容及び当該方法を公表しているページの URL

Yahoo!広告・LINE 広告に関する違反申告窓口は以下の通りです。

[Yahoo!広告]

- 広告フィードバック：Yahoo!広告のクリエイティブ上に表示される「i アイコン」の遷移先から、広告の違反申告ができるようになっています。
 - 掲載先 URL：<https://ads-feedback.yahoo.co.jp/enquete/index>
- 商標権侵害の専用窓口：商標権侵害を理由とするのもののみ広告の掲載停止請求が可能となっています。
 - 掲載先 URL：
<https://www.lycbiz.com/jp/terms-and-policies/yahoo/trademarks/>
- 掲載ガイドライン違反に関するご申告：広告掲載基準違反を理由とする広告の掲載停止請求が可能となっています。
 - 掲載先 URL：
https://form-business.yahoo.co.jp/claris/enqueteForm?inquiry_type=contact_guideline_agency_561&gl=1*ccv0kp*_ga*MTE0MDcwMjc0Mi4xNzA0ODUwMDUw*_ga_LRN9K71PXW*MTcyMTkxMTc1My4zNi4xLjE3MjE5MTE3OTQuMTkuMC4w
- 貴省の要請を受け、なりすまし投資詐欺を理由とする広告停止申立を行える窓口を設置予定です（申告者への応答あり）。

[LINE 広告]

- LINE 広告の「三点リーダー」を押すと、ユーザーが違反理由を選択して違反申告ができるようになっています。
 - 掲載先：LINE 広告のクリエイティブ上に掲載されます。
- LINE お問い合わせ窓口から、なりすまし等を理由とする広告停止申立を行える窓口を設置しました（申告者への応答あり）。こちらの窓口については、LINE のヘルプページからご案内しています。
お問い合わせ窓口：<https://contact-cc.line.me/category2Id/10092>

Q3-3 なりすまし型「偽広告」について、なりすまされた被害者から削除申出を受けた際の対応状況（申出を受けてから判断を行うまでの期間や、判断を行った申出者に対する通知の実施状況を含む）。

「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする申告および実施件数は以下の通りです（2024年6月21日の要請以降、9月30日まで）。

- 申出件数 0 件
- 実施件数 0 件（申出があった場合における実施件数）

なお、前述の通り、当社では「なりすまし」および「偽広告」を直接的に禁止するのではなく、名誉権や肖像権侵害、商標権侵害等の権利侵害、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの、関連するガイドラインで投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。これらの関連するガイドラインにおける対応件数は **Q2-3 (5)** のとおりです。

Q3-4 削除等の実施に関する基準のうち、なりすまし型「偽広告」に係る基準及び当該基準を公表しているページの URL

当社では「なりすまし」および「偽広告」を直接的に禁止するのではなく、名誉権や肖像権侵害、商標権侵害等の権利侵害、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの、関連するガイドラインで投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。

[Yahoo!広告]

- 広告アカウント審査基準 (PDF)

https://s.yimg.jp/images/listing/pdfs/jp_accountshinsakijyun.pdf

(ヘルプページ)

- 広告掲載基準第4章に抵触する広告を入稿している場合

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044323?language=ja>

- 広告掲載基準 (PDF)

<https://s.yimg.jp/images/listing/pdfs/koukokukeisaikijyun.pdf>

(ヘルプページ)

- 第4章掲載できない広告

<https://ads-help.yahoo-net.jp/s/article/H000044788?language=ja>

[LINE 広告]

- 広告審査ガイドライン

<https://www.lycbiz.com/jp/service/line-ads/guideline/>

└禁止事項

Q3-5 なりすまし型「偽広告」に係る削除の申出件数及び実施件数

「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする申告および実施件数は以下の通りです (2024年6月21日の要請以降、9月30日まで)。

- 申出件数 0件
- 実施件数 0件 (申出があった場合における実施件数)

なお、前述の通り、当社では「なりすまし」および「偽広告」を直接的に禁止するのではなく、名誉権や肖像権侵害、商標権侵害等の権利侵害、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの、関連するガイドラインで投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。これらの関連するガイドラインにおける対応件数は **Q2-3 (5)** のとおりです。

Q3-6 なりすまし型「偽広告」に係るアカウント停止の申出件数及び実施件数

「なりすまし」、「偽広告」および「肖像権侵害」を理由とする申告および実施件数は以下の通りです (2024年6月21日の要請以降、9月30日まで)。

- 申出件数 0件
- 実施件数 0件 (申出があった場合における実施件数)

なお、前述の通り、当社では「なりすまし」および「偽広告」を直接的に禁止するのではなく、名誉権や肖像権侵害、商標権侵害等の権利侵害、「投機心、射幸心を煽るような表現」などの、関連するガイドラインで投資詐欺に繋がるリスクのある広告を広く禁止しています。これらの関連するガイドラインにおける対応件数は **Q2-3 (5)** のとおりです。

Q3-7 削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）

当社では、Yahoo!広告・LINE 広告を合わせて、170名（Yahoo!広告：約130名、LINE 広告：約40名）を超える日本人の審査担当者が、日本の拠点で、24時間365日、広告および広告アカウントの審査（事前および事後）を行っています。当社の広告および広告アカウントの審査体制については、2Q2-4（1）の通りです。

4. その他

Q4-1 以上の御回答のほか、なりすまし型「偽広告」の流通を防止するために、貴社が実施している取組や今後実施予定の取組等（例えば、詐欺と疑わしいリンクが表示されている場合は、ポップアップで警告を表示させるようにした等）がございましたら、その内容をご回答ください。

特にありません。

以上